

家庭用コーチェネレーションシステム契約  
(選択約款)

2019年10月1日実施

水島瓦斯株式会社

## 目 次

|     |                   |   |
|-----|-------------------|---|
| 1.  | 適 用               | 1 |
| 2.  | 選択約款の変更           | 1 |
| 3.  | 用語の定義             | 1 |
| 4.  | 適用条件              | 1 |
| 5.  | 契約の締結             | 2 |
| 6.  | 使用量の算定            | 2 |
| 7.  | 料 金               | 2 |
| 8.  | 延滞利息              | 3 |
| 9.  | 単位料金の調整           | 3 |
| 10. | 精 算               | 5 |
| 11. | 設置確認              | 5 |
| 12. | そ の 他             | 5 |
|     | 付 則               |   |
| 1.  | 本選択約款の実施期日        | 5 |
| 2.  | 本選択約款の実施に伴う切り替え措置 | 5 |

### (別 表)

|    |                  |   |
|----|------------------|---|
| 1. | 料金及び消費税等相当額の算定方法 | 7 |
| 2. | 適用区分             | 8 |
| 3. | 料 金 表            | 8 |

# 家庭用コージェネレーションシステム契約

## 1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに、適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。なお、その変更内容および実施日は、ガス小売供給約款に定める方法であらかじめお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合、この選択約款は、変更後のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」… ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」… 店舗・作業所・事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (6) 「単位料金」… 9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適

用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は併用住宅の住居部分で使用すること。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5キロワット未満であること。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 適用開始日は、次のとおりといたします。
  - ①新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始日を料金の適用開始日といたします。
  - ②ガス小売供給約款に定める契約又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合及び他のガス小売事業者を当社へ変更してガスの使用を開始する場合は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日を変更後の適用開始日といたします。
- (4) 当社は、この選択約款の解約、又は他の契約へ変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又は他の契約へ変更した日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又はガス小売供給約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、

その端数を切り捨てます。

(3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

## 8. 延滞利息

(1) お客様が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

①料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

②料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数  
×0.0274パーセント

(1円未満の端数切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表1(4)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

## 9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が、(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

=基準単位料金 + 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費

税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

= 基準単位料金 - 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

85,700円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりブタン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が137,120円以上となった場合は、137,120円といたします。

(算 式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格 × 0.9894

+ トン当たりブタン平均価格 × 0.0114

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社及び当社ホームページに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## **10. 精 算**

お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款の規定に基づき算定した料金とすでに料金としてお支払いただいた金額との差額を申し受ける場合があります。

## **11. 設置確認**

(1) 当社は4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又は速やかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

## **12. そ の 他**

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## **付 則**

### **1. 本選択約款の実施期日**

本選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

### **2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置**

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を8パーセントとし、次に定める料金表により算定いたします。

なお、適用料金表は、使用量が別表2の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

(料金表)

(1) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 907.20円 |
|------------------|---------|

② 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 260.79円 |
|------------|---------|

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 1,027.40円 |
|------------------|-----------|

② 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 248.77円 |
|------------|---------|

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 3,346.82円 |
|------------------|-----------|

② 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 112.34円 |
|------------|---------|

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別 表)

## 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期

間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)} \\ = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

## 2. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルをこえ17立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が17立方メートルをこえる場合に適用いたします。

## 3. 料金表

(1) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1か月及びガスマーター1個につき | 924.00円 |
|------------------|---------|

② 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 265.62円 |
|------------|---------|

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスマーター1個につき | 1,046.43円 |
|------------------|-----------|

②基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 253.38円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

①基本料金

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスマーター1個につき | 3,408.80円 |
|------------------|-----------|

②基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 114.42円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。